



平成 25 年 12 月 26 日

各 位

会 社 名 日本アジアグループ株式会社
 代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 山下 哲 生
 (コード番号：3751 東証マザーズ)
 問 合 せ 先 取 締 役 渡 邊 和 伸
 (TEL. 03-4476-8000 代表)

**第三者割当による第 3 回～第 6 回新株予約権（行使価額修正選択権付）の
 発行に係る払込完了に関するお知らせ**

平成 25 年 12 月 10 日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による第 3 回～第 6 回新株予約権（行使価額修正選択権付）（以下「本新株予約権」といいます。）の発行について、本日、発行価額の総額 31,850,000 円の払込手続が完了しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権に関する詳細につきましては、平成 25 年 12 月 10 日付プレスリリース「第三者割当による第 3 回～第 6 回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行及び新株予約権買取契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

<第 3 回～第 6 回新株予約権（行使価額修正選択権付）の概要>

(1) 割 当 日	平成 25 年 12 月 26 日
(2) 発行新株予約権数	50,000 個 (第 3 回～第 6 回新株予約権の合計。1 回号当たりの個数は 12,500 個)
(3) 発 行 価 額	総額 31,850,000 円 第 3 回新株予約権 1 個当たり 2,530 円 第 4 回新株予約権 1 個当たり 16 円 第 5 回新株予約権 1 個当たり 1 円 第 6 回新株予約権 1 個当たり 1 円
(4) 当該発行による潜在株式数	5,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） (行使価額が修正された場合も潜在株式数は変わりません。) 第 3 回新株予約権： 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額 510 円 第 4 回新株予約権： 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額 510 円 第 5 回新株予約権： 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額 638 円 第 6 回新株予約権： 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額 638 円
(5) 資金調達額	4,772,150,000 円 (注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第 3 回新株予約権 1 株当たり 740 円 第 4 回新株予約権 1 株当たり 775 円 第 5 回新株予約権 1 株当たり 1,000 円 第 6 回新株予約権 1 株当たり 1,300 円 当社は、平成 25 年 12 月 26 日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、各回号の新株予約権ごとに行使価

	<p>額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、本新株予約権の発行要項（以下「本発行要項」といいます。）第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額に修正されます。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額（当初、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については510円、第5回新株予約権及び第6回新株予約権については638円とし、本発行要項第11項の規定を準用して調整されます。以下同様とします。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。以下同様とします。</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本発行要項第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日）をいいます。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当予定先	マッコーリー・バンク・リミテッド
(9) その他	本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」といいます。）は、平成25年12月27日から平成27年12月26日までの2年間です。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

以上